

# みまもい通信 その59 <平成26年3月号>

電話でプロバイダー料金が格安と言われ、十分理解できないまま契約。



解約には違約金がかかる…

現在利用のプロバイダーからの勧誘と勘違いして了承したが、遠隔操作で手続き中に別会社と分かり「インターネットはほとんど利用しないので新たな契約は取りやめる」と申し出たが、違約金の請求があった。と相談が入りました。

相談室では勧誘時の説明に問題があったとして事業者と交渉するよう助言。解決できない場合は相談室もお手伝いすることができる事を伝えました。

トラブルは早めに 札幌市消費者センター(728-2121)へ